

## 平成 29 年度 仙台市障害者施策推進協議会（第 1 回）議事録

- 1 日 時 平成 29 年 5 月 25 日（木）18：30～20：30
- 2 場 所 仙台市役所本庁舎 2 階 第一委員会室
- 3 出 席 阿部委員，市川委員，桔梗委員，黒瀧委員，坂井委員，白江委員，杉委員，  
鈴木（清）委員，清野委員，瀧澤委員，中村委員，松本委員，目黒委員，諸橋委員  
※欠席：大坂委員，岩館委員，川村委員，久保野委員，鈴木（直）委員，中嶋委員  
[事務局]郷湖障害福祉部長，石川障害福祉部参事兼障害企画課長，伊藤障害者支援  
課長，山縣障害者総合支援センター所長，佐々木北部発達相談支援センター  
所長，中村南部発達相談支援センター所長，林精神保健福祉総合センター所  
長，伊藤青葉区障害高齢課長，梅原宮城総合支所保健福祉課長，阿部宮城野  
区障害高齢課長，都丸太白区障害福祉課長，槻田秋保総合支所保健福祉課長，  
樋口泉区障害福祉課長，小幡企画係長，加藤サービス管理係長，古澤地域生  
活支援係長，高橋障害保健係長，天野施設支援係長，那須指導係長，五十嵐  
主査，近藤（芳）主事，林主事，玉川主事  
ほか傍聴者 13 名

### 4 内 容

#### (1) 開 会

#### (2) 新委員紹介

仙台公共職業安定所職業相談部長の瀧澤委員の就任についてご紹介。

#### (3) 部長挨拶

事務局 皆さん，おばんでございます。今年の 4 月から障害福祉部に着任いたしました  
(郷湖部長) 郷湖でございます。夜遅くではございますけれども，皆様，お集まりいただきま  
して誠にありがとうございます。また日ごろより本市の障害保健福祉行政におき  
まして，ご理解とご協力をいただきまして，感謝申し上げます。

年度代わりに伴いまして，大方の委員の皆様は引き続きとなりますが，一部の  
委員の方におかれましては入れ替わりがございました。事務局の面々についても  
代わってはおりますが，しっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので，  
よろしく願いいたします。

今回は，障害者施策推進協議会の第 1 回目になりますが，差別解消条例施行後  
1 年が経過した時分でもございます。また，仙台市の障害福祉行政の大本となっ  
ております障害者保健福祉計画と障害福祉計画について，今年度で現行計画が最  
終年となります。そこで今年度，計画の改定を行うにあたり検討を行う年にあた  
っており，大事な年でございますので，本協議会の委員の皆様方のご助力を賜り，  
様々なご検討をいただき，丁寧な議論を重ねてまいりたいと考えております。

差別解消条例につきましては協議会の設置や相談員の配置など、さまざまな取り組みを進めているところでございます。3月の施策推進協議会で報告いたしました基礎調査の結果などを踏まえましても、差別解消のさらなる推進が不可欠と考えております。今後の取り組みを見据えました、委員の皆様方の忌憚のないご意見をいただければ幸いです。

繰り返しとなりますが、次期計画の策定が今年の最も大きなテーマになります。よりよい計画をつくるために当事者の方々の視点で議論を重ねていくことが重要であるのはもちろんでございますが、これは計画つくればそれで終わりということではございません。今年度の計画策定を契機に、当事者の皆様方が仙台のまちでよりよい生活を送っていくことができる取り組みにつなげてまいりたいと思っております。

委員の皆様方には、ご多忙の折ではございますが、次期計画がよりよいものになるように、これまで同様の活発なご議論をお願いしたいと考えております。簡単ではございますが、開会にあたりまして、私からのごあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

#### （4）会長挨拶

会 長 　　ただいま郷湖部長からもお話がございましたが、今年度はとても大事な年だと思えます。現在、国も障害者基本計画を作っているところでして、そちらももちろん大事です。また、障害福祉サービスに関わる基本指針もありますが、今の国の行政の仕組みでは、地方分権のために国が踏み込めない部分があるのも確かです。

計画は作って終わりではなく、どのように実行していくかが重要です。国の示す計画や方針も素晴らしいことだとは思いますが、私たちの地域でそれをどのように取り入れていくかということについては、障害者施策推進協議会の委員の皆様とともに検討していくではないかと思えます。そのために、多くの方々の声を踏まえて取り組むため、基礎調査の結果を踏まえて取り組んでいくことが大事ではないでしょうか。

今年度は、皆さんとともにしっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますので、これからどうぞよろしく願いいたします。

#### （5）議事録署名人指名等

##### （1）定足数の確認

事務局より定足数の確認がなされ、会議の成立が確認された。

##### （2）議事録署名人指名

議事録署名人について、会長より桔梗委員の指名があり、承諾を得た。

（6）報 告

（1）平成 29 年度仙台市障害者保健福祉関係予算及び主要事業について

（2）仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例施行後の取組みについて

会 長           それではお手元の次第に基づいて進めさせていただきたいと思います。次第の 6（1）平成 29 年度仙台市障害者保健福祉関係予算及び主要事業について、事務局より説明願います。

事 務 局           障害企画課の石川でございます。座ってご報告をさせていただきます。まず資料 1 に基づきまして、平成 29 年度の仙台市の障害保健福祉関係の予算についてご説明いたします。上の表の平成 29 年度の欄をご覧ください。健康福祉費の予算額については、1,932 億 1,893 万円という大変大きな額になっております。平成 28 年度と比べまして、2%の伸びになっております。

                  障害保健福祉費については、平成 29 年度は 275 億 4,742 万円となっております。平成 28 年度より 18 億 2,247 万円の増となっております。伸び率は 7.1% として、他の予算と比べても高い伸び率となっております。

                  下の円グラフは健康福祉費の一般会計に占める割合でございます。一般会計全体の 35.3%が健康福祉費となっております。教育費や土木費などよりも多く、最も多い予算となっております。

                  裏面には財源の内訳が記載されております。二重の円になっておりますが、内側の円をご覧ください。健康福祉費のうち、全体の 42.1%が国や県からの収入となっております。残りの半分以上である 50.9%が一般財源として、仙台市の独自の予算から出ています。

                  次に資料 2 に基づきまして、平成 29 年度の障害福祉関係の主な事業について新規事業を中心に説明いたします。「1. 障害者保健福祉の推進」でございますが、（1）障害者差別解消について、平成 29 年度予算は 6,787 千円となっております。なお、その隣に記載されている括弧内の数字は平成 28 年度予算です。

                  差別解消につきましては、施策推進協議会の委員の皆様のご協力を得まして、独自の条例を昨年 4 月から制定したところでございます。平成 29 年度は条例のさらなる周知を図り、差別解消のために様々な取り組みを進めていくことにしております。①は差別解消・障害理解に関する PR 活動でございます。昨年度、とっておきの音楽祭実行委員会 SENDAI が中心となりまして、市民局の事業として音楽やダンス、アートといった様々な表現活動を通じて、障害理解の促進を図るイベントを行いました。平成 29 年度からは正式に障害企画課の新規事業として実施するもので、200 万円の予算がございます。

                  ②の障害者への適切な情報提供等の推進については、仙台市の主催する事業に手話通訳者などの配置を行うほか、各区の障害者の総合相談窓口タブレット端末を配置しまして、遠隔の手話通訳や話し言葉を文字にして画面に表示するなど

の情報提供を行うことを予定しております。これらを通じて、聴覚や視覚に障害のある方への意思疎通支援、情報提供の支援を充実させたいと考えております。

(2) はパラリンピックに向けた障害理解・交流促進でございます。2020 年の東京オリンピック・パラリンピックが開催されることに向けまして、市民の関心も高まっていくと考えております。それに合わせ、事業者向けに障害理解にかかる研修を行ったり、手話通訳者などの意思疎通支援者の養成を充実したりする事業を行います。

また②では、パラリンピック競技種目となっているスポーツの体験会やシンポジウムを開催いたします。障害のある方がスポーツを体験して魅力を感じ、スポーツを新しく始めたり、継続したりできる方が増えればと期待しております。

(3) 障害者の自立支援については、日中活動など障害者総合支援法に基づく各種サービスや、自立支援医療、補装具の費用などの予算となっております。

(4) 障害者の日中活動及び生活の場の整備については、主に障害のある方を対象にした障害福祉サービス事業所の運営費などとなっております。

(5) 障害者の地域生活支援については、①障害者保健福祉計画の策定の予算のほか、②相談支援、③障害者家族支援等推進（いわゆるレスパイト事業）など、仙台市独自の事業を含めまして、⑪まで生活支援についてのさまざまな各種事業を行ってまいります。

(6) 障害児の療育・介護の支援については、障害児に関するサービスの予算となっております。

(7) 障害者の就労支援については、①障害者就労支援センターの運営費、②から⑦については仙台市で取り組んでいる各種の就労関係の事業となっております。

(8) 障害者等の社会参加の推進については、引きこもり状態にある方のご本人やご家族の相談支援も行っております。

(9) 難病サポート事業については、①に権限移譲への対応とございます。これは、300 あまりある指定難病医療費助成事務について、現在は県の事務ですが、平成 30 年度から仙台市が行う事務事業となることから、その様々な準備をするための予算となっております。そのほか、②から⑥に掲げるような事業を継続して行ってまいります。

(10) 重度障害者サポートについては、①として、医療的ケアが必要な重症心身障害児がグループホームでの生活ができるように運営費の補助を行うものがございます。②は医療的ケアが必要な重症心身障害者について、年間を通じて短期入所として受け入れる事業です。

次は「2. 障害者施設整備」でございます。

(1) は障害福祉サービス事業所等整備補助でございます。①については昨年、相模原市で起きました障害者支援施設での事件を受けて、施設が防犯設備を整備

するための費用を補助するものとなっています。そのほか、グループホームに対するスプリンクラー整備費の補助などを行っていきることになっております。

(2) 及び (3) については、施設の修繕、改修の予算になっております。以上、資料 1 及び資料 2 に基づく、予算及び主要事業のご説明を簡単に行いました。

会 長 ありがとうございます。ただいまの説明に関しまして、皆様からご意見やご質問などがございましたらよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

では次に進ませていただいて、また関係することがありましたら話を戻らせていただくということで進めさせていただきます。よろしいでしょうか。はい、ではそのようにさせていただきます。

続きまして、(2) 仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例施行後の取組みについて、事務局より説明願います。

事務局 (石川参事) それでは、資料の 3 に基づきまして、昨年 4 月に施行いたしました本市の独自条例「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」の施行後の取組みにつきましてご説明いたします。

「1. 相談体制の整備等」でございます。(1) の相談体制の拡充については、①昨年 4 月から差別に関する相談員を 5 つの区にそれぞれ 1 名ずつ配置しております。②差別解消相談ダイヤルとしまして、24 時間 365 日体制の相談の受け付けについても昨年 4 月 1 日から始めたところでございます。

また、相談ダイヤルや区の差別解消相談員に寄せられました平成 28 年度の相談件数は 96 件ございました。分野別では、建物・公共交通機関に対する差別のご相談が一番多く 22 件となっております。

その下の表は、障害種別による分類がされております。相談件数の 96 件のうち、身体障害のある方からの相談が 52 件と最も多く、全体の半数を超えています。なお、障害が重複する方については 3 件ございましたので、それぞれの障害種別にそれぞれカウントしています。

また、さらにその下の表には 96 件の相談の中で、相手方や事業所へ連絡をすなどの調整を行った件数が示されています。連絡・調整ありの件数は 44 件でして、全体の半数弱となっております。

次のページをご覧ください。④に記載のとおり、44 件の連絡・調整を行ったうち、事実確認を行った結果、障害を理由とする不当な差別的取扱いと考えられたものは 7 件ございました。すべて視覚障害のある方についてのご相談となっております。

次は、不当な差別的取扱いと考えられる 7 件の事例のうち、2 件の事例をご紹介します。1 件目の商品・サービスの提供については、スポーツクラブに会員の方と行ってご利用しようとしたところ、視覚に障害があることを理由に、

次回からの利用をお断りされたというものでございます。

この事例につきましては、担当する区の相談員が事実確認を行っております。事業者には差別解消法の知識がなかったことを確認した上で、利用について理解を求め、改善案や職員の方への研修について今後相談員と検討していくことになりました。相談された方にもそのことをお伝えして、ご納得いただいたところでございます。

次の事例は J R 仙台駅で起きた、補助犬を連れた方に対するタクシーの乗車拒否でございます。本件については盲導犬協会から情報提供がありまして、区の相談員が事業者には事実確認を行い、乗車拒否があった事実を確認しました。運輸局からも事業者には指導がありまして、事業所は乗務員への指導を改めて行ったところでございます。

次に、3 ページをご覧ください。(2) 仙台市障害者差別相談調整委員会の設置でございます。障害を理由とする差別に関する紛争解決を図るため、調整委員会を設置しております。平成 28 年度にこの調整委員会に助言や斡旋の申し立てを行った事例はございませんでした。なお、調整委員会の委員の名簿は②のとおりでございます。

また、(3) 仙台市障害者差別解消・虐待防止連絡協議会でございます。仙台市では障害者の権利擁護に関わる関係機関のネットワークづくりを行うために、本協議会を設置しております。構成は②の構成機関の通りです。

ページをおめくりいただきまして、「2. 普及啓発・理解促進等にかかる主な取り組み」についてでございます。ここに掲げてあります実績はすべて平成 28 年度の実績でございます。(1) 仙台国際ハーフマラソンでの「ココロン・ブース」の設置から、(10) 障害理解サポーター事業、②障害理解のためのプログラム研修の開催まで、平成 28 年度には様々な普及啓発・理解促進に関する事業を実施しております。時間の関係もございますので、詳しくは後ほどお目通しいただければと思っております。

次に、7 ページの「3. 庁内体制の整備等」でございます。(1) は庁内の職員向けの研修でございます。まず、4 月 5 日から 8 日まで、新たに仙台市に採用された職員全員に対しまして、障害を理解するための研修を行いました。そのほか保健福祉関係の職員を中心に研修を行っております。

最後に、8 ページをご覧ください。(2) は仙台市が実施する事業に対する手話通訳者などの情報保障の実施でございます。ここに掲載されております 19 の催しや研修会・説明会等に、手話通訳者・要約筆記者を派遣しております。おしまいの(3) 庁内向けの広報誌の発行では、仙台市職員の障害理解のため、庁内向けの広報誌を発行したところでございます。

資料 3、条例施行後の取り組みについては以上のとおりでございます。

会 長 ありがとうございます。ただいま次第の 6 の報告 2 について、資料 3 に基づ

いて事務局から説明がありました。さて、皆様からご意見やご質問、ご確認などがございましたらいただきたいと思います。いかがでしょうか。はい、市川委員お願いします。

市川委員 共生福祉会の市川でございます。資料 3 の 2 ページの、一番下にある米印についてです。本人が連絡・調整を希望しないものが 9 件あったということですが、その中でも、調整が必要だったものはあったのでしょうか。

また、もう 1 点ご質問ですが、内容的に差別に当たらないと判断されたものについては、言った本人にはそれがきちっと伝わっているのでしょうか。もしそうでなければ、うやむやにされてしまうような印象になるのではないかと思います。

以上 2 点、教えていただければと思います。

会 長 事務局、お願いします。

事務局  
(小幡係長) 障害企画課の小幡でございます。今、市川委員からご質問がございましたが、本人が連絡・調整を希望しないものの中には、例えば会社で差別のような取り扱いを受けているという相談があった際に、会社に所属しているがために、匿名での相談になっているものがございます。この場合、相談はありますが、まだ何かしらの対応は必要とされていなかったり、なかなか対応が取れなかったりしてまいります。

また、ご本人としては差別かもしれないと思っていた場合であっても、客観的に見て、差別というよりはそれ以外のトラブルを抱えているという事案もございました。この場合、差別というカウントはせず、各区の障害高齢課や相談支援事業所において、ケースワークでの解決を図っていくように調整しております。

会 長 事務局、ありがとうございました。市川委員はよろしいでしょうか。

そのほかについて、委員の皆様から何かございますか。では、6 の報告の確認についてはひとまず置いておき、次の議事に入りたいと思います。もし報告について関係する内容がございましたら、後ほどご発言をお願いいたします。

## (7) 議 事

### (1) 次期「仙台市障害者保健福祉計画」及び第 5 期「仙台市障害福祉計画」の策定について

会 長 次に 7 の議事に移ります。(1) 次期「仙台市障害者保健福祉計画」及び第 5 期「仙台市障害福祉計画」の策定について、事務局より説明願います。

事務局 障害企画課の石川でございます。まず資料 4-1 についてです。

(石川参事) 現在の障害者保健福祉計画においては、5 つの基本方針を定めてさまざまな施策を実施しております。本表は、その計画に沿って取り組んできた施策の進捗状

況、課題として残ったこと、昨年度行いました障害者等保健福祉基礎調査の結果及び施策推進協議会委員のご意見等を事務局で整理してまとめたものになっています。

事務局で課題を提示しておりますが、新たな計画の策定においては、課題を整理した上で、計画に盛り込む内容について委員の皆様と共有していくことが重要であると考えております。本日は、委員の皆様、新たに策定する計画の中で取り組まなければならない課題等についてご議論していただければと考えておるところでございます。

では、資料 4-1 についてご説明いたします。まず左側の列には、現計画における施策体系の項目が示されています。現在、仙台市障害者保健福祉計画では 5 つの基本方針として、①自立に向けた市民理解の促進と権利擁護の推進、②生涯にわたり地域での生活を支援する体制の充実、③誰もが安心して地域で生活できる環境の整備、④就労や社会参加による生きがいがづくり、⑤サービスの充実と質の向上を定めております。

そしてこの基本方針に沿って、施策を体系的に整理し展開しています。例えば、①自立に向けた市民理解の促進と権利擁護の推進につきましては、（1）市民理解と相互交流の促進、（2）障害者の権利擁護や虐待防止対策の推進が掲げられております。

同様に、②生涯にわたり地域で生活を支援する体制づくりの充実につきましては、（1）相談支援体制の強化から（4）保健・医療の推進までの 4 点。③誰もが安心して地域で生活できる環境の整備につきましては、（1）地域で生活していくための環境整備から（3）震災を踏まえた災害対応の強化の 3 点。④就労や社会参加による生きがいがづくりににつきましては、（1）多様な就労による生きがいがづくりから（4）障害者自身による主体的な社会的活動支援の 4 点。⑤サービスの充実と質の向上につきましては、（1）、（2）の 2 点となっております。

次に、これらの施策につきましては、平成 24 年度から平成 29 年度までの計画期間における進捗状況として、新規拡充事業と課題として残ったものを記載しています。

①（1）市民理解と相互交流の促進の主な新規・拡充の取り組みとしましては、市民協働による障害理解・差別解消に関する普及啓発事業を新たに開始したほか、難病等の普及啓発事業も開始しております。（2）権利擁護関係では、差別解消条例を制定したほか、各区へ相談員を配置し相談ダイヤルの整備などにも取り組みました。一方、この点については、障害理解サポーター制度の確立について、課題が残ったと考えております。

このほか、主な内容を紹介させていただきます。②（1）相談支援体制の強化については、各種の相談事業や震災後の心のケアに取り組んだほか、各区に自立支援協議会を設置いたしました。一方、基幹相談支援センターの整備や計画相談事業所の不足について課題が残っております。



②（３）障害特性等に対応した支援の充実については、医療型短期入所の整備や難病サポートセンターの開設に取り組みました。一方で、短期入所施設やレスパイト事業所の不足などが課題として残っています。

③（１）地域で生活していくための環境整備については、障害者総合支援センターを泉区に開所したほか、グループホームサポート事業にも取り組みました。一方で、グループホームの定員増や施設入所者の地域生活への移行については、課題として残ったと考えております。

③（３）震災を踏まえた災害対応の強化については、災害時要援護者登録制度の推進や、福祉避難所の拡充及び機能強化に取り組みました。一方で、災害時における手話通訳者等の専門ボランティアのマニュアルの更新などの課題が残っております。

④（１）多様な就労による生きがいづくりについては、障害者就労支援施設から物品の優先調達の推進を行っております。

④（２）では、一般就労のさらなる拡大、障害者を雇用する企業の数が増えることが課題として残ったと考えております。

④（３）スポーツ・文化・芸術活動への支援については、新たにパラリンピック関係の事業に取り組んだところでございます。

それから、⑤（１）サービスを選択できる環境の整備においては、生活介護事業所を計画的に整備してきたほか、医療的ケアが必要な方に対応できるグループホームの整備にも取り組んでまいりました。課題としては、青葉障害者福祉センターの整備が残っております。

次は、昨年度実施しました障害者等保健福祉基礎調査で得られた視点や施策推進協議会の委員の皆様から出されたご意見について、それぞれの項目に関連する代表的なものを記載しております。

①（２）については、障害者差別解消法や条例について、市民や当事者の方、それからご家族がどの程度知っているのかアンケート結果を記載しております。また、差別を受けた経験のある方の割合も載せております。

また、②（２）障害児に対する支援の充実について、家族を含めた切れ目のない支援の構築が必要とされていることが調査結果から分かっております。それから、重症心身障害児や医療的ケア児など、支援が困難な児童に対する事業の拡大が求められております。

③（１）地域で生活していくための環境整備については、知的障害、発達障害のご家族の半数以上の方から、グループホームの希望がございました。

④（１）多様な就労による生きがいづくりについては、仕事の継続に必要なこととして、知的障害や発達障害の方から障害に合った仕事があること、精神障害、難病の方からは体調に合わせて仕事を調整できることが求められていることがわかりました。

⑤（１）サービスを選択できる環境の整備については、何が使えるかわからな

いために、2割から4割の方が障害福祉サービスを利用していないという回答がございました。

次に、その右の欄になりますが、こちらは内閣府や厚生労働省などが示している方針などの内容でございます。

なお、本日は参考資料の1として内閣府の障害者基本計画第4次骨格案、参考資料の2として厚生労働省の指針の通知、参考資料3として首相官邸から出されましたユニバーサルデザイン2020行動計画を配布させていただいております。

最後に、各施策体系の項目について事務局が抽出した課題をお示しいたします。

①自立に向けた市民理解の促進と権利擁護の推進については、市民理解の促進と障害者差別解消の取り組みのさらなる推進が求められていると考えております。

②生涯にわたり地域での生活を支援する体制の充実については、相談支援体制、障害児支援全般、事業所等の連携、精神障害者等の地域生活支援についての課題があると考えております。

このうち、相談支援体制の課題については、今年度、自立支援協議会で議論していただくことを予定しておりますので、自立支援協議会での議論の内容を踏まえて、策定する計画に反映させていきたいと考えております。

それから、障害児支援全般については、掘り下げた議論が必要であると考えており、作業部会を設けて議論をお願いしたいと考えております。

また、精神障害者等の地域生活支援の課題については、精神保健福祉審議会における議論の内容を計画に反映させていきたいと考えております。

次は、③誰もが安心して生活できる環境の整備については、居住環境の整備、バリアフリー及び意思疎通支援、災害時における合理的配慮の提供についての課題があると考えております。このうち、居住環境の整備については、7月の障害者施策推進協議会において議論を深めていただくことを予定しています。

④就労や社会参加による生きがいがいづくりにについては、企業理解の促進、一般就労の拡大、社会参加機会の拡充、当事者参画の推進について課題があると考えております。このうち、企業理解の促進と一般就労の拡大については、8月の障害者施策推進協議会において議論を深めていただくことを予定しています。

最後に⑤サービスの充実と質の向上については、情報提供体制や人材確保と定着について課題があると考えております。このうち、情報提供については自立支援協議会の議論の内容を計画に反映するものとし、人材確保と定着については、9月の障害者施策推進協議会において議論を深めていただくことを予定しています。

以上が資料4-1の説明でございます。かなり細かい字が並んでおり、盛りだくさんの内容でございますので、ご理解いただくのは大変だと思いますが、事務局で抽出した課題などを参考に、課題整理に向けた議論をお願いしたいと考えております。

次に、資料 4-2 についてご説明させていただきます。こちらは作業部会の設置についての提案でございます。設置の趣旨としては、次期計画の策定にあたり、重点的に取り組む施策や事業について、より専門的な提言を受けるために部会を設置するというものでございます。

部会の位置づけについては、障害者施策推進協議会の委員にお願いをするとともに、仙台市の障害者施策推進協議会条例 4 条に規定される専門委員として外部委員を委嘱してお願いしたいと考えております。

設置する部会については、障害児支援作業部会の設置を提案したいと存じます。これは、児童福祉法が改定し障害児福祉計画の策定が義務づけられたことが理由です。これまでも本市では、乳幼児から学齢期、成人期につながる一貫した支援を目指してまいりましたが、まだまだ課題があると考えております。また、重症心身障害児や医療的ケア児など、特別な支援を必要とする児童への支援体制についても検討が必要な状況でございますので、障害児支援作業部会を設置し、議論を深めていきたいと考えております。

ページの裏面に移ってください。こちらは障害児支援作業部会の概要でございます。1 の趣旨については、厚生労働省から計画を策定するにあたって指針が出されておまして、①地域支援体制の構築、②保育・保健医療・教育・就労等の関係機関との連携した支援など、5 つの柱を盛り込むように求められておりますので、その点も踏まえ、検討をお願いしたいと考えております。

なお本市では、障害児福祉計画については次期障害者保健福祉計画の中に盛り込む形で策定をしたいと考えております。

2 の主な検討内容については、(1) 乳幼児期から成人期に至るまでのライフステージに応じた切れ目のない支援体制、(2) 重症心身障害児及び医療的ケアが必要な児童など特別な支援が必要な障害のある児童に関する支援についての検討をお願いしたいと考えております。なお、委嘱された委員の方々のお考えもあると思われまので、その点も確認の上、検討する内容について詰めてまいる予定です。

次に、想定する委員の構成でございます。障害者施策推進協議会の委員、障害児に対する福祉サービスを提供している事業所の方、アーチルの連絡協議会の委員の方、学識経験者の方などを中心に構成してまいりたいと考えております。なお、資料には記載がありませんが、子供未来局との連携も重要と考えられることから、子供未来局の担当課長も委員に加わっていただくことを予定しております。

また、障害者施策推進協議会からの委員でございますが、会長・副会長にもご相談させていただいておまして、杉肇子委員・中村祥子委員のお二人をお願いしたいと考えております。

障害者施策推進協議会以外からお引き受けいただく委員の方々についても、会長・副会長にご相談させていただき、できるだけ早くお引き受けいただく方を決めて、会長から指名していただくことを予定しております。委員の皆様が決まり

ましたら、障害者施策推進協議会の皆様にもお知らせさせていただきたいと考えております。

作業部会の開催スケジュールについては、6月から10月まで5回程度部会における議論を行い、提言をまとめていただきまして、障害者施策推進協議会にご報告いただきたいと考えております。資料4の説明は以上でございます。

最後に資料4-3、次期計画策定スケジュール（案）でございます。このスケジュールについては、今年の3月23日に開催した平成28年度第5回協議会において、皆様にお示ししたスケジュールと基本的には変わっておりません。11月の中間案の提案、12月から1月にかけてのパブリックコメント、3月の答申といった全体的なスケジュールについては変更がありませんが、前回と比べて協議会の開催回数が1回増え、8月の開催が加わっております。

各協議会では、テーマ別の議論を行う予定でして、7月の第2回協議会では居住環境の整備、8月は就労、9月は人材確保・定着という視点で議論を深めていければと考えております。テーマ別の議論を深めるために、1回多く時間を確保したいと考えた結果、ほぼ毎月の開催を予定することとなりました。委員の皆様にはご負担をお掛けいたしますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、6月に予定している勉強会については、現在6月19日の月曜日に開催すると皆様にご案内を差し上げております。阿部会長から計画策定に関する国の動きなどの情報提供をしていただくほか、委員の皆様の実践の中から情報や課題をご提供いただきたいと考えております。有意義な情報交換や学びができればと考えておりますので、多くの皆様の参加をお願いいたします。

計画についての議事内容のご説明は以上です。

会 長            ありがとうございます。ただいま事務局より次第の7の議事の（1）について、資料に基づいてご説明いただきました。

現行計画を点検する中で、課題が残ったことや、調査結果や委員の皆様のご意見、国の指針などを踏まえて課題を抽出していただきました。そして、それぞれの課題についていつどのように検討をしていくか、自立支援協議会など他の附属機関や協議会と連携をして取り組んでいくことをご説明いただいています。

それらを踏まえて、委員の皆様からご意見やご質問があればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。それでは黒瀧委員、お願いします。

黒瀧委員        みどり会の黒瀧と申します。資料4-1の②生涯にわたり地域での生活を支援する体制の充実について、精神科救急システムに関する意見があります。家族と当事者の方から、救急体制における移送制度について、対応回数が少ないという意見が出ております。自分たちで当事者を車に乗せて病院まで連れて行く場合、車の中で暴れられ怪我をしてしまうため、仙台市からも協力が欲しいという声があります。

また訪問介護についても、民間にも様々な会社がありますが、ニーズが満たされていないと思います。仙台市では、せんだんホスピタルにおいて病院の訪問介護がありますが、通所者しか使えないものとなっています。自分たちで取り組みを始めようという動きもありますが、予算などの面で難しい点もあるため、埼玉県の所沢市で行われているような、行政主導の訪問介護の仕組み等もご検討いただければと思います。

会 長           ただいまのお話は、資料 4-1 ②における精神障害者等の地域生活支援に関する内容と理解してよろしいでしょうか。この点は精神保健福祉審議会での議論を踏まえて計画に反映することを予定しているようですが、この点について事務局からもご説明いただければと思います。

事 務 局           障害者支援課の伊藤でございます。まず、精神科救急システムを強化してほしいという内容についてでございます。現在、仙台市では、現状の精神科の救急システムについて、宮城県とのシステムの連携確保に向けて、調整を進めていこうと考えております。また、システムの強化については、宮城県と調整をしていく中で、合わせて検討してまいりたいと考えております。

事 務 局           精神保健福祉総合センター所長の林でございます。移送制度に関しては、実績としての件数は 1 件となっておりますが、各区障害高齢課においてご相談のあった方々に対して支援を行っております。また、精神保健福祉総合センターにおいても、ご家族の希望とその方の病状等をお聴きしながら、一緒に考えさせていただくアウトリーチシステムを取らせていただいておりますので、まずは障害高齢課にご相談をいただければと考えております。

会 長           事務局から続けてのご説明をよろしくお願いいたします。

事 務 局           障害者支援課の高橋でございます。最後のご意見についてでございますが、仙台ではせんだんホスピタルでアクトの展開をされています。アクトとは、重症の慢性疾患・慢性症状の方でも、地域で必要な医療や福祉サービスを得ながら安心して生活していけるようにするためのものです。

地域生活を支えていくためには、アクトに限らず、障害高齢課が主体となったり、チーム支援を行ったり、時に病院とも連携したりするなど様々なものがあるかと思えます。今年度の精神保健福祉審議会の作業部会でも、アクトについては黒川副会長からご案内をいただいておりますので、そのご意見を参考にしながら家族支援のあり方について検討を進めているところでした。

黒瀧委員           ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

- 会 長 黒瀧委員からのご確認でした。ありがとうございます。それでは委員の皆様、他にご意見やご質問はございますか。坂井委員，お願いします。
- 坂井委員 エイジェックフレンドリー仙台の坂井です。資料 4－1 の抽出された課題について，企業理解の促進，一般就労の拡大という内容が載っていますが，例えば離職率や定着率について平成 27 年度や平成 28 年度のデータがあれば教えていただければと思います。
- 会 長 現在のデータがあれば教えていただきたいということですが，事務局いかがでしょうか。
- 事務局 障害者支援課の伊藤でございます。大変申し訳ございませんが，現在手持ちのデータがありませんので，もしよろしければ後ほどご説明させていただければと思いますがいかがでしょうか。
- 坂井委員 ありがとうございます。
- 会 長 そのほか，委員の皆様からございませんか。
- 目黒委員 資料 4－1 ④に関して，障害者雇用に関するご質問をさせていただきます。アンケートの中で，障害があっても働ける場の確保が重要だという話が出ていますが，様々なシンポジウムなどで企業の取り組みが上手くいっているところを見るたびに，奇跡の一例を見ているような感覚がしてしまいまい，そのような取り組みをどのように普及したらいいのだろうかと考えてしまいます。
- 企業の中で，障害のある方に対して，この仕事はできる，この仕事はできないとマッチングさせるような仕事は，一体誰がしているのでしょうか。仕事をしながら，できることとできないことを調整していけるような取り組みがあり，それを調整する立場の人がいれば，障害のある方が働く際にもっとうまくいくのではないかと思います。既に行われているのであれば申し訳ございませんが，上手くいっている取り組みが奇跡の一例にならないければいいなと思いました。
- 会 長 目黒委員，ありがとうございました。就労のあるべき姿についてお話しいただきました。この点について，中村委員よりお願いします。
- 中村委員 正に，その仕事はジョブコーチの仕事です。現在の行政の管轄では，労働局が補助金制度で行っており，障害者施策の制度ではないため，別枠で人的配置をしなければならぬ状態になっています。ジョブコーチが効果的なことは分かって

いますが、就労支援事業所ではなかなか人材を配置できない現状です。ジョブコーチは企業の中に入ることができますので、おひとりおひとりの障害特性に応じて仕事を切り出し、職域の変化や上司の交代があっても継続して相談を受けることができます。そのため、就労の定着に最も有効な取り組みであると経験上思っております。

しかし、ジョブコーチは現在の障害者施策の制度にないため、その点をどのように克服し、取り入れていくかが課題だと思います。

会 長 次に清野委員，お願いします。

清野委員 ピアサポートチーム七夕の清野です。中村祥子委員の意見に付け足しさせていただきます。おそらく、ジョブコーチのような支援が活動できるということ、企業に周知していく取り組みが重要なのではないかと思います。仙台市の障害者保健福祉計画において、就労支援体制をすべて構築していくことは難しいと思いますので、既存の制度をどのように企業に理解してもらうかが必要ではないでしょうか。

また、現在の制度では、企業のなかに産業医がいたり、保健室のような場所を設けていたりしています。メンタルサポートを通じた就労支援も義務付けられていますので、そのようなことも含めて企業に対する周知の取り組みが大事なのではないかと思います。制度や事例についてできるだけ分かりやすく企業に伝えることで、障害者雇用にどのようなメリットがあるかを理解してもらえるのではないのでしょうか。その伝え方についても、私たちが議論するべきではないかと思います。

会 長 ありがとうございます。ただいまの内容について、事務局，瀧澤委員より何かございましたらお願いします。

事務局 (伊藤課長) 障害者支援課の伊藤でございます。ジョブコーチによる就労定着支援のお話をいただきましたが、仙台市もジョブコーチによる障害者雇用促進事業を、平成 28 年度から開始し、そのための人員として障害者就労支援センターにジョブコーチ 1 名を配置いたしました。訓練や、本人の適性にあった業務の切り出しを企業自身ができるように、ジョブコーチには一般企業等への支援をしていただいています。そして、今後もジョブコーチによる支援強化に努めてまいりたいと考えております。

また、就労移行支援事業所の支援員の強化を図るために、就労移行支援事業所の成功事例を水平展開する取り組みも行っております。これらの取り組みを通じて、障害のある方の就労と定着の促進に努めてまいりたいと考えております。

清野委員から、雇用のメリットを企業に伝えていくことも効果が大きいのでは

ないかというご意見についても、まさにその通りですので、今後行政としても働きかけを強めていきたいと考えております。

会 長 ありがとうございます。またこの関連について瀧澤委員より何かございますか。

瀧澤委員 ハローワーク仙台の瀧澤です。皆さんご存知のとおり、障害者の雇用率については、民間企業の場合は 2% となっています。ということは、50 人以上の企業であれば 1 人、100 人以上の企業であれば 2 人を雇用する必要があります。そこでハローワークとして、雇用率を達成していない企業様に対して働きかける取り組みをしています。

ハローワーク仙台の管轄は仙台市以外も含まれておりまして、名取・岩沼・亶理郡なども対象となっています。この管轄においては、本社が仙台にあり、対象となっている企業数が 870 ございます。意外に少ないなと思われたかもしれませんが、仙台にある事業所が支店であり、本社が東京であればカウントされないこととなります。

870 の企業のうち、障害者雇用率を達成している企業は 376 でした、半分に満たない状態です。我々は障害者雇用率を達成していない企業に対して、ローラー作戦で訪問させていただいております。そして、障害のある方の雇用について理解をしていただくことから始めています。

その際に、職域の切り出しを事業所で考えていただくために、ジョブコーチの活用や、宮城障害者職業センターのご利用を周知させていただいております。そして周知を図りながら、雇用率を達成していただき、社会的責任を果たしていただく啓蒙を、一軒一軒訪問させていただいて取り組んでいるところでございます。

会 長 瀧澤委員、ありがとうございました。目黒委員から問題提起をいただきまして、皆様からご意見をいただきました。なお、雇用率については、障害者雇用促進法の改正で、精神障害のある方の雇用の義務化もございまして、平成 30 年からの雇用率が検討されています。

私は労働政策審議会の障害者雇用分科会の委員でして、現在その検討に関わっておりますが、企業の皆さんからはただ数値を上げるだけではなく、本当に働きやすい環境を国でつくっていくべきではないかという声が挙がっています。そのために、ジョブコーチの制度なども含めて、働きやすい環境を作っていくための議論を行っています。

瀧澤委員のお話にございましたが、障害者雇用率のカウントは本社所在地に基づくとされています。仙台には本社が東京の会社がたくさんあるため、雇用率の数値だけを見ると低く感じますが、その点には矛盾を感じます。

以上のような内容でしたが、目黒委員、いかがでしょうか。何かほかにもございますか。



目黒委員 ジョブコーチの制度については知っておりましたが、企業の中で業務の切り出しがあるということまでは知らず、認識不足でした。

ただ、支援学校で行われているサポートブックのように、ひとりひとりの情報を企業にきちんと届けることができているのかについては疑問です。企業ともきちんと情報をやり取りできるような環境になっていなければ、障害者雇用率の上昇にはつながらないのではないかと思います。

会長 ありがとうございます。教育における個別支援計画のあり方についてのご意見だと思います。支援学校在学中に将来のことも考えて、計画をつくっていくことについて、杉委員から何かございませんか。

杉委員 教育については、個別の指導計画や個別の教育支援計画に基づいて指導にあたるのが特別支援学校に関して義務づけられています。また、次期学習指導要領が小学校は平成 32 年度から完全実施、中学校は平成 33 年度から完全実施され、その際は特別支援学校の児童生徒だけではなく、特別支援学級に在籍する児童生徒に対しても義務づけられる方向となっております。今後は、将来の見通しが立つように、教育支援計画等のツールが、学校と様々な関係機関等において活用の充実が図られ、また発達障害の子供たちにも対象の範囲が広がっていくものと思われれます。

会長 ありがとうございます。これから策定する計画年度の途中からも、制度の仕組みが変わることが想定されるため、その点についても反映していきましょう。次は中村委員より、お願いします。

中村委員 支援学校の教育指導の中に、身辺自立についても入るのかどうか伺いたいと思っています。私は就労移行支援をしているのですが、その中で感じることがあります。それは、就労移行支援の当事者が身辺自立できていない場合、就労移行を 2 年間で行うことは難しく、支援学校を卒業してから直接通所されることになった方について時間が足りないということです。そのため、学齢期において、生活習慣などの最低限のスキルを身に着けるような機会があれば有意義ではないかと感じます。

また、先ほど仙台市で就労移行支援事業所の職員のスキルを上げる事業を実施しているとお話でしたが、やはりその点については不足しているのではないかと思います。就労の定着については、生活全体を支えなければなりませんので、医療機関との連携は非常に重要です。しかし現在は制度上、医療機関に同行することについて充実していませんので、各事業所が自主的に取り組んでいる状態です。

例えばグループホームというのは生活の空間ですが、生活の支援ができるパートタイマーの人を設置するという制度になっております。そのため、専門的な視点で障害特性を把握し、医療機関に同行して医師に状態を伝える機能はなかなか果たせていないのではないかと考えております。

総合的な生活全体をどのようにサポートするかが就労の継続と定着に必要ですが、それは就労のみならず生活全体を見ていかなければ達成できない内容だと思えます。就労支援の職員のスキルアップに着目していただいたのはとてもありがたいと思えますので、通常業務の傍らでスキルアップすることに対する補償なども含めて、どのように推進していくかについて考えていく必要があるかと思えます。

会 長           ありがとうございます。就労については、8月の施策推進協議会で検討することになりますが、その際の重要な視点について中村委員を始めとする皆様から様々ご指摘いただきました。

諸橋委員       勉強会も行う予定ですから、その際にハローワークさんに資料のご提供をいただいたらいかがでしょうか。

会 長           これも大事な視点だと思えます。勉強会の際には、どなたかだけが情報提供をするのではなく、委員の皆様から相互に大事なポイントを確認していくことも重要だと思えます。

これまでのご意見以外に、ご意見やご確認がございましたらいただければと思います。松本委員、お願いします。

松本委員       仙台つるがや福祉会の松本でございます。質問と意見が1点ずつあります。

質問については、現計画の積み残しの課題として、障害理解サポーター制度の確立が挙げられております。それに関連して、資料3でご説明いただきました6ページの(10)で、障害理解サポーター事業を行い、7ページの①でヒアリングを実施されていたというご報告をいただきましたが、このヒアリングの内容について、主なもので結構でございますので、もし今資料がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

それから意見といたしまして、現計画の一覧において、医療的ケアの内容が取り上げられるようになり大変嬉しく思っております。一方で、私共の日中活動で感じていることは、強度行動障害や、強度までとはいかない程度の行動障害で、他害や破壊行動などのある方についてのショートステイやレスパイト、グループホームの受け入れは大変困難をきたしております、それがご家族の負担を大きなものにしております。課題として、その点も認識していただければありがたいと思えます。

会 長 松本委員，ありがとうございます。まずは障害理解サポーター制度について，事務局よりお願いします。

事務局 障害企画課小幡でございます。障害理解サポーター事業については，現在検討を進めているところでございます。条例の取り組みについての資料の中で，障害理解サポーター事業の検討の状況として，ヒアリングを実施しているのご説明いたしました。

ヒアリングの際に様々な企業にお伺いしたところ，企業によって障害理解への取り組みはまちまちだと分かりました。車椅子や白杖の体験機会を自ら取り入れていく企業や，認知症サポーターなどを自前で育成をしている企業もあれば，障害理解には考えが至らなかつたり，課題認識はあるがなかなか実践まではいかなかつたりする企業もございました。そのような企業に対して，まずは行政で障害理解を進めるようなプログラムを用意し，啓発の取り組みを広げてまいりたいと考えており，サポーター事業を検討しております。

障害理解を進める上では，当事者からのお話が重要で，当事者のお話を聞くことが理解につながると考えております。従って，プログラムの検討に際して当事者にお入りいただくとともに，実際の研修に際して当事者が自ら講師として発信していただくプログラムを検討しています。

現計画においてまだ課題は残っておりますが，以上のような方向で事業の検討を進めているところでございます。

会 長 事業の検討をされているは承知いたしました。仙台市のプログラムを作るときには，当然ですけれども，障害者施策推進協議会においても検討していくということですね。

事務局 検討の内容につきましても，障害者施策推進協議会においてご報告できればと考えております。

会 長 松本委員，よろしいでしょうか。

松本委員 質問以上のことをお答えいただきましてありがとうございました。ヒアリングの内容については，現状の把握に関してということですのでよろしいですね。ありがとうございました。

会 長 それでは，委員の皆様から他に何かございますか。清野委員，お願いします。

清野委員 ピアサポートチーム七夕の清野です。資料 4-2 の次期計画の策定に係る作業

部会の設置についての案では、障害児支援の作業部会を設置するという示されております。

昨年度行われた調査の際に、私は乳幼期や学齢期の親御さんのヒアリングと、重度心身障害児や医療ケア児の支援者に対するヒアリングに参加させていただきました。その中で、孤立されている親御さんの切羽詰まった状況を感じました。手のかかるお子さんたちを療育されている方のお話を伺ったのですが、ある意味ヒアリングに出ることができるお母さん方はお子さんを預ける先があるとも言えます。むしろ、そういった場に出てくることができないお母さん方は、もっと孤立していらっしゃるのだろうと感じました。

ヒアリングの場はピアで話し合える場でもあり、同じ立場で同じような悩みを共有できる場にもなりますので、他の親御さんのお話をお聴きできて本当に良かったと声をかけていただきました。本当に孤立しているのだと感じ、ヒアリングに立ち会った委員として何かできないのかと欲していたので、このような作業部会を設置していただけることになり、私自身としてもひとつ責任を果たせたような気がします。

また、レスパイトを始めとして様々な事業をされている方のお話については、お子さんに関わる内容なので、急なキャンセルがあるなど難しい面があるとの内容でした。人的配置も難しく、経営難にあるような切迫した状況がありながらも、施設を継続して運営している生々しい声もお伺いしたところでした。

当事者と支援者の両方の立場のお話を伺った委員のひとりとして、作業部会を設置していただくことはありがたいと思っています。ぜひこの機会を活かしていけるような部会になるように、私たちも一緒に考えていきたいと思っています。

会 長 ととても大事なご意見だと思います。作業部会の視点については、モニタリングの中で私たちが捉えた課題でもあるということでした。

さて、作業部会につきましては、先ほど事務局からご説明がありましたとおり、作業部会の委員として、障害者施策推進協議会委員からは杉委員、そして中村委員をお願いしたいと考えておりますが、そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

そして、そのほかの委員に関してですが、仙台市障害者施策推進協議会運営要領第 9 条 2 項において、部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は会長が指名するという文言がございます。そこで、他の委員については大坂副会長と相談させていただいて、後日他の委員の名前については、皆様に文書にてお知らせしたいと考えております。そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。はい、どうもありがとうございます。

さてそのほか、何かございますか。それでは桔梗委員、お願いします。

桔梗委員 桔梗です。他の委員の皆様が色々お話をしてくださり、事務局の回答もごさい

ましたので、非常に理解が深まりました。私も障害者雇用を始めとする企業のご支援をさせていただきながら、厚生労働省の女性活躍推進のアドバイザー等もさせていただいておりました。そのお仕事の中で、女性でかつ障害がある場合についてのご相談もいただくことがあり、この点についても課題だと考えております。

また、中村委員がおっしゃったように、就労と生活支援は分けて考えることが難しいように思います。一方で、スケジュールにもご提示いただいておりますが、居住環境の整備と就労についての議論が分けられて設定されています。しかし、計画策定の議論においてはコンテンツに分けて検討が進められているように思いますが、生活と就労は分けることができないのではないのでしょうか。

例えば、資料 4-1②（1）には、相談支援体制の強化と記載されていますが、相談支援には就労の相談があったり、生活の相談があったりと、ごちゃ混ぜのものではないのでしょうか。もちろん様々な組織と連携して相談支援に当たることになるとは思いますが、組織を組み替えていくような議論も、今年度していく予定なのではないのでしょうか。教えていただければと思います。

会 長 最初のご指摘である女性で障害のある方について、例えば雇用率制度には男女の区別がないのですが、障害のある女性は複合的な困難があると言われていまして、大事なご意見をいただいたと思います。障害のある女性に対しても、意識して取り組む必要があるのではないかと感じました。なお、障害者雇用促進法の改正に基づいて、合理的配慮として、企業の中に相談できる部署をつくるということも掲げられているそうですので情報提供いたします。

それでは桔梗委員のご発言に関して、事務局からよろしく申し上げます。

事務局 (石川参事) ご質問ありがとうございます。就労支援と生活支援はやはり切り離せないと思いますし、一体となって、混然となってその人全体を支援するという視点はとても大事だと考えています。しかしそう考えると、すべてが相談支援に集約されてしまうような状態になってしまうように思います。やはり、計画をつくるにあたっては相談支援のみですべてを捉えればいいのではなく、重点的に取り組んでいくことは定める必要があろうかと思えます。

特に立ち遅れている部分はこの点だからこの事業をしていこうという、濃淡のある形で計画をつくらなければならないと思います。ただ、全体として調和のとれた推進は必要だと思いますので、その点は心掛けながらバランスよく進めていければと考えております。様々な課題を提示していただき、整理しながら体系的にまとめて計画をつくってまいりたいと考えておりますので、引き続き様々な意見をいただければと思います。

事務局 (郷湖部長) 一点補足させていただきますと、この資料 4-1②（1）の相談支援体制については、例えば基幹相談支援センターの検討等、現計画でも様々な課題が積み重

なっており、整理し切れていない状況であります。そのため、この課題については計画を改定する時期に整理し、重点的な項目のひとつとして方向性を考えていく必要があると考えております。なお、仙台市では自立支援協議会を設置しており、相談支援体制についてはそちらで積み重ねられてきた議論もございますので、それを反映していくことも必要だと思っております。

ただ、相談支援体制全体について考える場合、これまで仙台が築き上げてきた体制があって今日がありますし、相談支援を担う組織は仙台市以外の組織ももちろんございまして、それぞれの相談機関は重要な役割を担っております。そこでまず、相談支援体制についての役割の明確化を行っていく必要があるのではないかと考えているのですが、その点は自立支援協議会で議論させていただいて、障害者施策推進協議会にご報告し、委員の皆様のご意見を頂戴する形にさせていただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

桔梗委員            ありがとうございます。仙台市の施策においては、市民局が市民サポートセンターを運営していて、そこは情報が一元化されているポータルセンターのようになっています。例えば、市民の活動であればそこに駆け込めば何でも分かる、企業であっても相談ができる、一市民として何か活動したり参加したりしたいときには何でも分かるような場になっています。

そのようなイメージで、障害のある方にとっても生活や就労全体の相談ができたり、市民も企業者も気軽に相談ができたりするような場ができたらいいのではないかという理想を考えておりました。

会 長            大事な課題提起ありがとうございました。それでは時間も迫ってまいりましたので、白江委員と鈴木清隆委員から今日の協議を通して、課題やご意見をいただければと思います。白江委員、鈴木清隆委員、よろしくお願いいたします。

白江委員            難病サポートセンターを開設してから 3 年ほどになりますが、課題がようやく見えてきて、これから充実させていかなければならないと考えているところです。

また、先ほどお話がありましたが、医療的ケアについては現場として非常に深刻な状況にあります。それをどのように解決するかは、仙台だけでの問題ではなく、全国の問題であるとも思います。ただ仙台市は、先駆けていろんな取り組みをしていらっしゃるのです、ぜひそれを成功させて、モデルをつくっていけるのではないかと感じております。今後も推進していけるように、私も微力ながら尽力させていただきたいと思っております。

会 長            白江委員、ありがとうございます。次は鈴木清隆委員よりお願いいたします。

鈴木委員            社会福祉協議会の鈴木でございます。今回抽出された課題は大枠のものなのです

で、具体的にどのような形で計画に盛り込んでいくかは、これからの議論になるのではないかと思います。

私も、現行の計画の策定に関わっておりましたが、大きな課題はやはりあまり変わっておらず、施策を重点的に進めていっても、大事な課題の解決はなかなかうまく展開できないものだと感じています。

部長のお話にもございましたが、相談支援体制は 10 年近く課題だとされており、ぜひここで新たな形で展開できれば、新しい、仙台らしいものになっていくのではないかと思いますので、私も一生懸命議論させていただきたいと考えております。

会 長 地域の方々への障害理解や、障害がある人とない人の協働については、社会福祉協議会の役割が大きいことと思いますので、鈴木委員、どうぞよろしく願いいたします。中村委員、お願いいたします。

中村委員 鈴木さんがおっしゃったように、やればやるほど不足は見えてくるものだと思います。仙台市は先駆的な取り組みや、制度に乗らない事業の試行をしていて、発達障害に関しては地域活動推進センターというあまり制度に縛られない形でニーズを抽出してやらせていただいています。また、児童発達支援センターの設置についても個数でいえば全国の基準を既に満たしているものと聞いています。その中で週 5 日行っている支援もありまして、先駆的な支援の効果もデータとしてお持ちだと思うので、課題のみならずこれまでの成果を次の展開に活かしていくことも効果的ではないかと思います。現在の限られた資金と人材の状況の中で、すべて盛り込むことはできないとは思いますが、制度と資源を総合的に考えてやっていかなければならないので、成果についてのデータも遠慮しないで出していただければと思います。

会 長 とても大事なご指摘です。これまで取り組んできた成果についてもしっかりと把握していきましょうということですね。

皆さんからご発言いただきましたが、今後の議論において、事務局としてデータを準備する必要があるかと思います。また今回は、私たち自身もウォーミングアップのような議論ができたようにも思います。それではこの 7（1）については終わりにしてよろしいでしょうか。

#### （8）その他

会 長 次に、8 にその他とあります。委員の皆様から何かございますか。また、目黒委員から資料もいただきました。目黒委員、いつも資料のご提供ありがとうございます。他にはよろしいですか。それでは私の役割はここまでとさせていただきます。

本日の議事につきましては終了させていただきましたので、進行を事務局にお戻しします。皆さん、どうもありがとうございました。

(9) 閉会

事務局 阿部会長，どうもありがとうございました。最後に事務的な連絡を申し上げたいと思います。本日の議事に関しまして，追加のご意見等がございましたら，6月8日木曜日までにファックス・メールなどで事務局あてにご送付いただけますようお願いいたします。また本日の議事録につきましては，事務局にて案を作成した上で，委員の皆様にお送りいたします。これに加除修正をしていただきまして，ご返送していただければと考えております。これに基づきまして，修正作業を行いまして，議事録として決定させていただきたいと考えております。

それでは以上をもちまして，平成 29 年度仙台市障害者施策推進協議会第 1 回終了させていただきたいと思います。本日はお忙しい中，長時間にわたってのご審議ありがとうございました。

署名人

桔梗美紀

